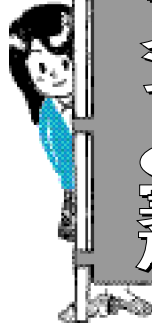


個人情報保護条例の一部改正(素)に対し

パブリックコメントの実施



7月15日まで

本町では、まちづくりを進めるにあたって、町の重要な計画などを立案する際に、作成段階で情報を公開して住民の皆さんの意見を募集し、検討結果を公表する「パブリックコメント制度」を行っています。

今回は、「個人情報保護条例の一部改正」について、その素案(概要)を公表し、皆さんの意見を募集します。

本町では、平成11年に「猪名川町個人情報保護条例」を制定し、個人情報の保護の公正かつ適正な運営に努めてきました。

国において、本年4月より「個人情報保護に関する法律」、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」住民の方々の個人情報を保護する条例であるとともに、

新たに罰則を設ける改正であることから、これら素案(概要)に対する皆さんのご意見をお聞かせください。

意見の提出方法

提出方法は、氏名・住所・意見の趣旨を明確に記載して、7月15日までに郵送・ファックス・公共施設窓口(総務課、日生・六瀬住民センター、生涯学習センター)または、Eメール(soun@town.inagawa.hyogo.jp)で提出してください。

素案・新旧対照表の全文は、町ホームページおよび公共施設窓口に設置しています。

なお、提出していただいたご意見などは9月頃に改めて広報・ホームページで公表します。

問い合わせは、総務課(〒666-0292住所記入不要、766-8708、FAX766-3732)へ。

町個人情報保護条例一部改正の概要

■利用停止等請求権を新設

個人情報の不適法な取得・利用目的の範囲を超えた保有・利用目的以外の利用に対して、利用の停止又は消去を、また個人情報の利用目的以外の提供に対しては、提供の停止を請求することができる権利を新たに設けようとするものです。

■罰則の新設

・職員等が、正当な理由がないのに、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
・職員等が、個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用したとき、または職権を濫用して、目的外に個人の秘密に属する事項が記録された文書・図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。
・偽りその他不正の手段により、個人情報の開示を受けたものは、5万円以下の過料。

■実施機関に指定管理者を追加
平成18年9月を期限として、地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設について、従来から管理委託制度を採っているところは、自治体直轄か、新たに制度化された指定管理者制度への切替えを求められていることに伴い、新たに指定管理者制度を採用している施設も出現する可能性があることから、実施機関に追加しようとするものです。

ラブ・リバーINAGAWAの参加者募集

- 【とき】8月7日(日)午前9時～午後3時(小雨決行)
- 【ところ】杉生地区(あまごつり場近辺)
- 【内容】河川清掃・水生生物観察・オオサンショウウオ学習会・あまごつかみどり“目方でドン”・カレー大会など
- 【持ち物】着替え・履替用靴・カレーライス用の食器・スプーン・飲み物
- 【対象】猪名川を愛する人500人 危険防止のため河川清掃は小学4年生以上、イベントは保護者同伴であれば年齢は問いません
- 【募集期間】7月2日～同22日
申込み・問い合わせは、ラブ・リバーINAGAWA実行委員会(商工会青年部事務局 766-3012)へ。

町議会定例会(6月議会)の審議内容

第326回定例会(6月議会)が6月10日から同23日まで開会され、人事案件や条例制定など16議案が審議され原案どおり可決・同意されました。

専決承認

町税条例の一部を改正するもの 都市計画条例の一部を改正するもの 国民健康保険税条例の一部を改正するもの

人事案件

固定資産評価審査委員会委員の選任「森田寛子さん(杉生)」を選任することにつき同意を求めるもの
損害評価委員会委員の選任「北山多喜男さん(広根)」を選任することにつき同意を求めるもの

条例制定

猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例

町が指定する法人その他の団体に本町の公の施設の管理を行わせることに伴い、その指定の手続き等を定める必要があるため制定するもの

条例改正

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

例「関係法令の一部改正に伴い、損害補償等に係る障害の等級について改めるため改正するもの 猪名川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」関係法令の一部改正に伴い、退職報償金の支給額を引き上げるため改正するもの

その他

平成16年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 平成16年度兵庫県町土地開発公社決算書の報告 第6期株式会社いながわフレッシュパーク決算書の報告 平成16年度水道事業会計予算繰越計算書の報告 中谷中学校耐震補強・改修工事請負契約の締結 校舎の耐震補強及びトイレ改修工事を行うため、工事請負契約を締結するもの 建物の取得 猪名川中学校校舎の一部を取得するもの

ストップ温暖化講演会を開催

7月16日(土)開催

地球温暖化防止に向け、本年2月16日に京都議定書が発効され、わが国は平成2年比で平成24年までに温室効果ガスを6%削減することが義務付けられました。

この目標を達成するためには、行政・事業所のみでなく、家庭での取り組みが不可欠です。

講演会では、温暖化問題の基本や家庭・地域レベルでの取り組みを紹介します。

とき 7月16日(土)午後2時

ところ 文化体育館小ホール

講演内容 地球温暖化の現状と家庭でできる取り組み

講師 気候ネットワーク 豊田陽介さん
猪名川町はチームマイナス6%に参加しています。

皆さんもホームページ(<http://www.team-6.jp/>)をご覧ください。

問い合わせは、生活環境課(766-8712)へ。

7月から9月のし尿収集日程

地区名	7月	8月	9月
肝川・銀山・広根	1・4	1・2	1・2
上野・柏梨田	4	3	5
紫合・猪名川荘苑	5	3・4	5・6
原・民田	6	5	7
上阿古谷	7	5・8	7・8
北田原	8	9	9
北田原	11	9・10	9・12
万善・槻並	12・13	11・12	13
木津・東山	14	18	14
木津	15	18	15
木間生・枋原・林田	15・19	19・22	15・16
笹尾	20	22	20
清水・清水東	20・21	23	20・21
仁頂寺・島倉	21	24	22
鎌倉生	22	24	22
杉生	25・26	25・26	26・27
西畑・柏原	27・28・29	29・30・31	28・29・30

都合によって日程が前後することがあります

問い合わせは、生活環境課(766-8712)へ。

消費生活のアドバイス

> 160 <



気をつけよう 無料プレゼント
ただほど高いものはない

＜事例＞

若い男性から「近所のガレージを借りて、今だけ卵などをプレゼントしている」と声をかけられ出かけていきました。はじめは無料で卵やサラダ油や台所用用品を配っていました。最後に羽毛布団の話になりました。今日だけ特別に半額で販売すると言われましたが、それでも40万円と高額でした。色々た

でもらってしまっているし、係員の男性が側にいて買わなければ帰るような雰囲気ではなく、近所の人も買っているので仕方がなく契約してしまいました。欲しかった訳でもありません。一晩使用してしまいましたが、何とか返品出来ませんか?

＜回答＞このような販売方法はSF商法あるいは催眠商法

と呼ばれるようです。無料商品や巧みな話術で会場にいる人を興奮させて、冷静な判断を失わせてから業者の本来売ろうとしている高額な商品を買わせる商法です。会場から出られないようにされたり、脅かされたりすることもあるようです。いまだに、ただで物をくれたりするそんなうまい話はありません。安易に会場に行かないこと、相手にしないことが一番です。

このような販売方法で契約した場合は、クーリング・オフ制度があり、契約してから8日間は商品が届いていたり、使用していた場合でも無条件で解約できます。また、販売方法に問題がある場合は、クーリング・オフ期間が過ぎていても解約できる場合もあります。

悪質業者の場合はクーリング・オフ回避をする場合もあり、高齢者の場合はひとりではなかなか交渉は困難です。そのような場合は、この消費生活相談コーナーが斡旋に入ることできます。しまったら困った、どうしようと思った、すぐ相談してください。疑問な点は、消費生活相談コーナー(766-1111)へ。